

京都市訓令甲第4号

庁 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成19年6月4日

京都市長 榊 本 頼 兼

第1条第1項の表毛利副市長の項を削り、同表星川副市長の項中「市会事務局」の右に「人事委員会事務局」を加え、同表上原副市長の項を次のように改める。

上 原 副 市 長	環境局，保健福祉局及び会計室に属する事務並びに教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事務
山 崎 副 市 長	都市計画局，建設局，消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会事務室に関する事務

第2条第1項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず，服務規律及び安心安全ネットに関する事務は星川副市長が，国家戦略としての京都創生，地球温暖化対策及び少子長寿化対策に関する事務は上原副市長が，危機管理，総合交通政策及び国際交流に関する事務は山崎副市長が担任する。

第2条第2項を削り，同条第3項中「前2項」を「前項」に改め，同項を同条第2項とする。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)